

電子契約のご案内



杉戸町では、DX 推進の一環として、令和5年10月から
立会人型電子契約システム（クラウドサイン）を導入しました!!

電子契約とは？

電子契約とは、紙の契約書に印鑑を押す代わりに、電子ファイル（PDF 形式の契約書）に電子署名とタイムスタンプを付与して契約を締結する手法です。



対象とする契約の種類

契約の種類や金額等に関わらず、工事請負契約、業務委託契約、売買契約、賃貸借契約、請書など、原則として全ての契約が対象※となります。

ご利用にあたっては、契約の前段階において、書面と電子のどちらで契約を締結するか選択が可能です。

※ 町側において書面契約に限定する理由がある場合は、発注時（入札公告、指名通知、見積依頼時）に電子契約をしない旨を明記する等の方法により、事前に周知させていただきます。

電子契約のメリット

契約事務の負担軽減

契約書の製本や郵送、押印等を行う必要がなくなることから、担当者の事務負担が少なくなり、契約締結までの時間やコストを削減できます。

収入印紙不要

契約書に収入印紙を貼付する必要がないため、「印紙代を削減」できます。

手数料・アカウント登録不要

事業者様(個人様)の手数料等の負担やアカウント登録は不要です。

インターネットに接続し、電子メールを受信できる状況であれば、パソコンやスマートフォンで簡単にご利用いただけます。 ※通信に係る費用は皆様のご負担になります。

電子契約締結の流れ

杉戸町

①入札又は見積徴取の上、受注者を決定

※ 受注者の決定後、発注課より電子契約を希望するか確認させていただきます。

受注者

②電子契約申出書の提出

※ 電子契約を希望する場合は、町 HP から「電子契約利用申出書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、契約予定の課代表アドレス宛に送付してください。

杉戸町

③登録アドレス宛に契約書案をメール送付

申出書の審査後、記載のメールアドレス宛に契約書案を送付します。

※ このときに、町側の電子署名・タイムスタンプが付与されます。

受注者

④メール送付された契約書案を確認の上、「書類の内容に同意」ボタンを押す

※ このときに、受注者側の電子署名・タイムスタンプが付与されます。

※ 契約締結権者以外に確認者がいる場合は、確認者→契約締結権者の順にメールが届きます。

※ 契約書に不備がある場合は、この段階で破棄することが可能です。

杉戸町

受注者

⑤電子契約が成立!!

※ 双方が同意した段階で、杉戸町・受注者（契約締結権者・確認者）に契約完了メールが届きます。

受注者

⑥メール添付された電子契約書をダウンロード・保管

※ 電子契約の締結を証明するための「合意締結証明書」が必要な場合は、発注課の担当者宛てご連絡ください。

お問 合 せ

杉戸町役場 管財契約課 契約審査担当

【電 話】0480-33-1111（内線 273）

【メール】kanzaikeiyaku@town.sugito.lg.jp



杉戸町マスコットキャラクター

すぎたろう



詳細は町 HP
でチェック!!